

# 労働条件の変更は 団体交渉事項だ！

## 直ちに団体交渉を開催せよ!!

2016年12月1日より、営業列車での車内秩序維持を目的として、本線便乗乗務員（車掌、運転士）の便乗時に車内巡回が実施されようとしています。

しかし、会社は、組合の業務担当窓口に「本線便乗乗務員の車内巡回実施」という紙切れ一枚、渡しただけでした。

この紙切れ一枚で、「労働条件の変更」にも関わらず、組合と会社間で団体交渉も開催せず、協議すらしようとしていません。

11月の運輸所の定例訓練でパワーポイントによる管理者の説明だけで、補足資料も配付せず、乗務員の質問も受け付けず、また指導科の訓練で質問した乗務員に対して、指導科管理者は「後の営業訓練で説明します」と言っていました。営業訓練では説明せず、営業科管理者に聞いた乗務員に対して、「12月の訓練でやる」と言った後、「もう訓練では説明しない、指導科に聞いたら後の営業訓練で説明するなどと言っていない」と、管理者でもバラバラで曖昧な対応に終始しています。そのような曖昧な対応にも関わらず、強行・一方的に実施しようとしてきています。

これまでの便乗と大きく業務内容が変更されるということは、まさしく「労働条件の変更」であり、団体交渉事項で、直ちに団体交渉を開催すべきです！

(JR東海労新幹線関西地本は本日、「申」第13号で支社に対して団体交渉開催を求める緊急申し入れを行いました)

**乗務員の圧倒的多数を占めるユニオン組合員は納得しているのでしょうか！？**

**ユニオン幹部の皆さん！**

**組合員は不安と不満で充満していますよ！**